

第 4 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第４回都幾川村・玉川村合併協議会	
開 催 日 時		平成１６年１２月２１日（火） 開会　午後２時００分　　　　　閉会　午後４時２８分	
開 催 場 所		都幾川村中央公民館３階講座室	
議 長 氏 名		関口　定男	
出席者及び欠席者氏名		別紙名簿のとおり	
事務局職員出欠		別紙名簿のとおり	
会 議 事 項	１　議題 ＊別紙資料のとおり		２　会議結果 （１）協議事項（協議第６１号は修正案） 決定される （２）継続協議事項 決定される
会 議 の 経 過		別添のとおり	
会 議 資 料	会議資料 席次表		
そ の 他 の 必 要 事 項			
署　　　　　名			
署名委員　　　　　田　　　中　　　　　旭			
署名委員　　　　　馬　　　場　　　　　功			

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村助役	山 口 芳 平	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	出 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	出 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	出 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	出 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

定刻になりましたので、ただいまから第4回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

初めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。第4回協議会資料及び新町建設画案、こちらが各1冊、最後に本日の席次表でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

改めまして、どうも皆さん、こんにちは。

本日は第4回の都幾川村・玉川村合併協議会を開催申し上げましたところ、全員の出席をいただきましてここに会議が開催できますことを、厚く御礼を申し上げます。

前回のこの協議会におきましては、新町の名称、そして事務所の位置等も決めていただきまして、まことにありがとうございました。前回も全会一致ということで決めていただきまして、私会長といたしましても、心から皆様に御礼を申し上げたいと思います。

また、きょうは議事が5件ほどあります。協議事項として4件、また継続協議事項として1件ございます。

また、皆様には慎重審議を心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○司会

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますように、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますけれども、本日の出席者は21名中21名でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしております。これを皆様にご報告申し上げます。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規則に則りまして、傍聴定員30名により進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、都幾川村の2号委員、田中旭委員さんと、玉川村の4号委員、馬場功委員さんをお願いしたいと思います。お二人におかれましては、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。

(1)の協議事項でございますが、先ほども申し上げましたように本日は4項目でございます。このうち協議第63号につきましては、本日の議事の最後、(2)の継続協議事項の次にご協議をいただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最初に、協議第60号 協定項目2 合併の期日について(その2)を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第60号 協定項目2 合併の期日について(その2)についてご説明いたします。

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成18年2月1日とする。

ご案内のとおり、合併特例債を初めとする現行の市町村の合併の特例に関する法律の財政支援措置、これを最大限に活用するためには、平成17年3月末日までに県知事への合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併する必要がございます。合併の期日につきましては、事務局といたしましては、できるだけスムーズに新町に移行できるように、また住民の皆様に大きな混乱を来さないようにという観点から検討してきたところでございます。

ポイントといたしましては、やはり電算システムの準備期間、これが上げられようかと思っております。一般に電算システムの準備に最低でも1年が必要だと言われております。どの先進地の例でも言われていることではございますけれども、電算システムの準備に非常に時間がかかったとか、大変だった、こういったようなお話を伺っておるところでございます。特に1月1日は、固定資産税の賦課期日となっております。固定資産税につきましては、激変緩和のための負担調整措置がとられておりますが、そのためのシステム修正が、他のシステム修正と比較いたしますと、困難になってまいります。移行のための時間の確保、こういったものが一つのポイントになってこようかと思っております。

また、年度の後半になりますと、収入や支払いが集中する時期でもございます。ご案内のとおり新設合併の場合は、合併による法人格消滅に伴う決算ということになりますことから、出納整理期間もございません。したがって、事務処理の複雑化を招くおそれがございます。

次に、先進地の例から、月の途中の合併は、月単位で行政事務が処理されていることが多いということから、日割計算などの事務が発生してかなり煩雑になると、こういうようなことが言われており

ます。合併の期日といたしましては、月の中途よりは1日、こういった方が好ましいのではないかと、先進地の方からもいろいろアドバイスをいただいているところでございます。

以上のようなことを踏まえまして検討した結果、合併の期日につきましては、平成18年2月1日ということで提案させていただいたものでございます。

協議第60号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、ただいまの協議第60号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

1月1日の合併の期日ですと、固定資産税評価替え等の事務処理というか事務手続というか、そういう関係というふうに説明なのですが、飯能市と名栗の合併は1月1日なのですが、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。名栗村の人数が少ないから、その事務処理はそんなに大したことはなかったということなののでしょうか。

○会長

それでは、事務局から。

○事務局長

飯能、名栗の合併協議会につきましては、都幾川村・玉川村合併協議会設立以前の段階から早い段階で電算システムの改修等についても取り組んできたところでございます。そのようなことから、当協議会と比較いたしますと、その準備期間に差があるということでございます。当協議会におきましても、あと1年早くこの協議会が立ち上がっておれば、平成18年1月1日の合併も可能だったわけですが、いかんせん立ち上げが今年の11月1日ということでございます。どうしてもその準備期間が足りないということでございますので、1月1日での合併は電算システム上困難であるということでご理解賜りたいと存じます。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

先ほどの説明ですと、特例債云々により17年3月末までに提出するのだというお話しでございますけれども、現段階で特例債はいかほどなのか。最大限いかほどまでの特例債が受けられるのか、金額を提示していただければと思います。

以上です。

○会長

それでは、事務局長。

○事務局長

合併特例債の発行可能額についてでございますが、事業に充てるものとしたしましては約50億円、それから地域振興のための基金の造成のための合併特例債、こちらが約11億円となっております。

○会長

よろしいですか。

○委員

トータルで61億の特例債が受けられるということでいいわけですか。

○事務局長

発行可能額としては、合わせまして約61億円ということになろうかと存じます。

○委員

わかりました。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

要望なのですが、先ほどの電算システムの話が説明があったのですが、電算システム、どうしても1年かかるとか、どうしてもこれまでは間に合わないという、我々電算のシステムって非常に中身がよくわからないから、説明されると「あっ、なるほどそうか」というところでほとんど引き

下がってしまうのです。皆さんも新聞等で読んでいるかもしれませんが、電算システムのソフト開発とか統合する業者は、今地方公共団体とかそういうところねえというのが、そういう会社としては至上命令なのです。民間にすると、それ物すごく縮めるとか、費用を相当分析してやるわけですが、いい例が社会保険庁関係。コンピューター会社にこれだけ期間がかかります、これだけ費用がかかりますと説明すると、余り検証しないでというか、するのが専門家が少ないものですから、そうですか、そうですかとなってしまうがちでございます。そのソフト会社、たとえ1日でも長延ばしすれば、それだけ会社とすれば利益がありますから、例えば30日でできてしまっても、「いや、それはできませんよ、35日かかりますよ」と言うと、つい引き下がってしまうということが非常に今ありまして、コンピューターメーカーは地方公共団体をねえということで、もう本当にチームを組んで地方公共団体に営業というのですか、攻勢をかけているわけです。そのところは十分わかっているかと思いますが、私の方の要望とすると、「はい、そうですか。はい、そうですか」ということで簡単に引き下がらずに、先ほど1月1日ですと1年ないと間に合わないと言われれば、間に合わないのかもしれないのですけれども、その辺は慎重にあるいはしつこくコンピューター会社の方に食いつく必要があるのかなということですね。本当に1日でも延びれば、コンピューター会社はそれだけもうけが出るわけです。そういうことを要望としてぜひ強くコンピューター会社の方には言っていただけれたらありがたいなと、こう思っております。

以上です。

○会長

今委員さんの方から、電算システムに関しての要望等ございました。事務局の方でもその要望をしっかりとして受けとめてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局長

はい。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第60号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第60号につきましては、原案のとおり決定をいたします。

次に、協議第61号 協定項目 7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第61号 協定項目 7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明いたします。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

1、議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。

2、在任特例期間中の議会の議員の報酬額については、それぞれ旧村の例による。

3、在任特例適用後の新町の議会の議員の定数については、16人とする。

本合併協定項目につきましては、議会の運営に係る問題でもございますので、2村の議会におきまして何回も調整していただいたところでございます。特に議員定数につきましては、14という意見から20という意見までいろいろな意見が出たように伺っております。このようにいろいろな意見が出た中で、2村の議会において意見の集約をした結果が、本日協議第61号としてお示しいたしました調整方針案でございます。

まず、議員の任期につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定、いわゆる在任特例を適用いたしまして、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任するというものでございます。議案第60号で合併の期日を2月1日とすることについてご承認をいただきましたので、在任特例期間は3カ月ということになるかと思えます。ご案内のとおり、新設合併の場合は、最長で2年間の在任特例を適用することが可能でございますが、在任特例期間を3カ月とした理由は、今回の合併に係る議員として最後まで責任を持って新町の予算審議を行いたい。そのための一番短い在任期間であるとの理由からだと思っております。

なお、県内の新設合併における在任特例の適用状況でございますが、ちょうど昨日上福岡市・大井町合併協議会で在任特例を適用することが決定されましたので、県内では九つの合併協議会におきまして、議会の議員の任期の取扱いが決定されたことになります。その中で在任特例を適用しているものが7、在任特例の期間は、春日部市・庄和町合併協議会の7カ月を除けば、残りはすべて1年を超える在任特例期間となっております。

ちなみに、春日部市、庄和町合併協議会では、合併の期日が平成17年10月1日でございますので、

7カ月の在任特例期間を適用いたしますと、任期満了が平成18年4月30日ということになります。

なぜ在任特例期間を7カ月としたのか確認をいたしましたところ、実は春日部市・庄和町合併協議会を設立する前は、春日部市、庄和町に杉戸町及び宮代町を加えた1市3町で合併協議会を設立し、合併協議を進めてきたところでございますが、その1市3町合併協議会で在任特例期間は7カ月と決定したということで、それを踏襲したというのが1点目の理由。2点目の理由としては、新市の当初予算を審議して選挙を迎えたいと。これが二つ目の理由。こういったことがその主な理由のようでございます。

次に、新町の議会の議員の定数については、16人とするというものでございます。市町村議会の議員の定数につきましては、地方自治法第91条第1項の規定によりまして、条例で定めることとされておりますが、同条第2項に人口に応じた上限定数が定められております。都幾川村及び玉川村の平成12年国勢調査人口は、合計で1万3,966人でございますので、新町の議会の議員の上限定数は22人でございます。

ちなみに、近隣の同規模団体の議員定数の状況でございますが、越生町、こちらが人口1万3,718人、これに対しまして条例定数が16、また滑川町が人口1万2,836人、これに対しまして条例定数が18という状況でございます。また、2村合併いたしますと、約1万4,000人の町となるわけでございますので、県内の人口1万4,000人前後の町、これを見てもみますと、条例定数は16というものと18というものがちょうど半々という状況でございます。

協議第61号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま、事務局より協議第61号につきまして説明がありました。

ただいまの協議第61号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員

合併特例3カ月ということがどうもぴんとこないし、納得できない点があるわけです。ほかの市町村、その他いろいろ聞いておりますが、せっかく合併してスタートするのであれば、合併特例なんか使わないでスマートな姿でスタート切りたい。そこで3カ月もたもたやるということになりますと、今度は新町になりますと町長選、今度は議員選、当然出てくるわけでございます。町長選が終わってまた3カ月後には今度議員選ということは、どうも思わしくないなと。これは単なる経費の問題、例えば500万なり1,000万なりそういった直接の経費かかるようにも聞いておりますが、それだけでなく、住民自体だってこの選挙ということは非常に負担がかかると、振り回される格好に多分になるのではないかとこのように考えております。したがって、合併特例使わない形でスタートを切っても

らって、任期は村長と同じ1月末という形でぜひともお願いしたい、このように感じております。
以上でございます。

○会長

ほかにご意見。

どうぞ。

○委員

議会からの提案ということで、先ほど事務局長さんの方からお話をいただきましたので、議会の方という立場でもう少し説明をさせていただきたいと思います。

それぞれの両村の議会の中で、再三にわたって協議を重ねてまいりました。そしてさらに、都幾川・玉川合併研究会というのがございますけれども、その中でも2村の議員の皆さんで十分な協議を重ねた中で、どうにかこういった形で合意に達しましたので、今回提案をさせていただき、事務局の方にも申し上げたわけでございます。

ただいまの決議の中で18年の2月1日が合併の期日という、そういうことで合併が成立するならば、玉川の議会議員といたしましては、在任期間がもう1年ちょっと、都幾川が2年弱と、こんな形になるかと思っておりますけれども、昨年私たちの議会といたしましては、選挙という住民の負託を得て議員という選任をいただいたわけでございます。そんな中で、村政に関しましては審議あるいは運営に関する責任は今の議員にあると、そういう責任というものを考えております。また、義務もそれに伴ってであると、こんなふうを考えております。しかし、義務につきましては、2月の1日の合併により消滅すると、こんなふうになるわけでございますけれども、しかしながら選任いただいてから今までの間村政を支えてきて、その責任について新町のスタートまでその責任を全うするのが私たちの責任であると、こんなふうを考えました。そして、今回18年度の予算を審議を進めるときにおきましては、今回の都合上3月の定例会においては、恐らく骨格の予算しか組めないのではなかろうか。そして、本当の1年間のすべてのことを考えるときには、6月の定例会に持ち越されるというふうに思います。ならば、6月の定例まで審議をするのが、現職としての責任を果たすための仕事であると、こんなふうに思います。そして、新町の施策に旧村の懸案を入れ込むと、こういうことが現在まで両村の行政を担ってきた、また両村の地域の事情に精通した現職の議員の責務であると、こんなふうを考えまして、6月の定例まで審議をするのがよろしいのではないかと、こんなふうな意見が大勢を占めております。

しかしながら、今お話が局長の方から提案ありましたように、どうして3月までとするかということにつきましては、本来なら6月までをご提案申し上げるべきことでございましたけれども、3月というのは財政の問題、あるいは先ほどお話がありましたように選挙の問題。選挙は、3月ですと一緒

にできます。6月ですと、これからずっと一緒にはできないと、長の選挙と議員の選挙はできなくなる。これはご存じのとおり、公職選挙法によって九十日特例というのがございます関係上、6月ではそういうことはできなくなると。それを現在の私たちが決めてしまうのはおこがましいと。ならば、3月の骨格だけでよろしいのではないかと。そういうことによって3月までと、そういうふう提案をさせていただきました。

いずれにいたしましても、何よりも大切なのはこの合併というものを成功させることにあり、こんなふうを考えまして、大勢の皆さんのご意見があると思いますけれども、それぞれの立場でのそれぞれの主張、そういったものが少しずつ譲り合ってこそ合併という大事業が円満に成就できると考え、議会の合意を得てこの提案をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

ほかに。

はい、どうぞ。

○委員

委員さんのおっしゃるお話を聞いていると、さもごもっともというように聞こえますけれども、果たしてここで現議員さんが在任特例を活用して残って予算を立てたとして、それが新しいまた町政に、首長までかえられて、それをどうに理解できるのだろうかということですね、骨格だけであって。何も新しい議員が決めて問題はないのではないだろうかと思います。

それから、この協議会での決まったことは、まず議会で承認されなければなりません。その後に住民からの承認というものが待っていると思います。

ここで、多くの合併を見ていて、在任特例を使って合併をしていたところが多かったのですがけれども、ここに来て小鹿野町の例などはもう本当に顕著ですけれども、まず在任特例を適用しない。あそこは人口が1万5,000ぐらいだと思います。まず、在任特例を適用しない。それから、議員の定数は14です。私は住民の方から見れば、よくぞやっているって思うと思うのです。それがただ人数を減らすのがいいということではないとかという意見があるかもしれませんが、この合併を成功させるためには、確かに譲り合いとかお互いの意見を聞かなくてはいけないということで、議員の皆さんの議会での承認ということが大きなネックになると思いますけれども、議会というところが率先してこの合併の目的というものを考えてみたならば、在任特例は、たかが都幾川と玉川の合併では使う必要がないと思います。

○会長

ほかにご意見どうですか。

○委員

協議第61号の任期の問題ですけれども、結論から言いまして、私も特例を利用しないで1月末で解散をしてもらいたいと、首長を初め一緒に解散して一緒に選挙をお願いしたいと、この結論です。

今委員さんいろいろとおっしゃいましたが、全く私も同意見でありまして、先ほどの委員さんの意見につきましては、私に言わせれば、あくまでも議会議員の意見であって、住民の意見ではないと私はそう思います。そして、今回の合併をまとめるには、やっぱり住民の意思を十分反映してやらなければ合併の意味がないと私は思います。そういう考え方からも、在任特例は絶対に使わないで1月末でもって解散していただいて、新しい長のもとに新しい議会をつくられて新年度の予算を審議してもらうと、そういう考え方でございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○会長

続いて、はい、どうぞ。

○委員

都幾川村と玉川村の議員の間での調整の結果を取り上げていただいて、このような提案になっているわけですが、在任特例についても、2年から1年、6月まで、いろんな意見がございました。そういう中で、先ほど委員さんがおっしゃられましたように、3カ月であれば、費用の面から言って、次回の選挙は、いろんな複雑な手続がございますけれども、できる可能性を残した調整でございまして、そして人数につきましては10人から20人の中での調整でございまして、当然議員仲間での調整の結果でございますので、この協議会の中でいろんな検討していただくというたたき台であっていいと考えます。両村の議会で調整した結果が認められないというのは大変残念で恥ずかしいことでございますけれども、いろんな考えが議員の中でもあります。法的には22人まで許されるわけですが、その22人の理論づけがどうかと。先ほど12人とか14人、そういう数字でもいいではないかという話がありますけれども、16人の理由づけはどうかというところも、法的な22人の理論づけも不勉強で私はよく理解できていないところでありまして、従来の慣行の中でこのくらいの数字と、人口とか面積とかいろいろな根拠があるのかと思いますけれども、よく22人という数字の理論づけというのは私にはわかっていないわけございまして、16人についても理論づけがあるかと言われますと、調整の結果で、近隣の町村あるいは過去の例、先進地の例を参考にして16人が妥当ではないかという数字を出したわけでございます。できれば、住民の方々が諮問委員会等をつくって数字を出していただいて、それについてどうかという決め方もあるのではないかという意見もございまして、この中で

議会のまとまった意見が調整できないのであれば、もう一度この中断あるいはその中で調整することも可能かなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○会長

今委員さんの方から、議会の方としては一応たたき台ということで提出を執行部の方にしたということであります。また、ほかにも4号委員さん等、せっかくこういう機会ですからご意見それぞれ言っていて、遠慮なく言っていただければいいと思うのですが。

どうですか、ほかの4号委員さん。

では、はい、どうぞ。

○委員

特例の問題で今なっているわけですが、前田委員さんの方から、今の議員の人の責任と義務のお話がありました。新しい町ができて、予算をどう決めるとか細かいテクニカルなことは私よくわからないのですが、それを今の議員さんで決めて責任を果たしたいというお話も確かにもっともなのですが、見方を変えますと、この合併ということがなければ、18年度の予算も今の議員さんが決めるのでしょうか、たまたま今の議員さんが選挙で選ばれた時点で具体的にこの合併問題が当時はまだ生じてなかったと思うのです。うわさとか何となくの話は当然出ていたでしょうけれども、具体性はついこの協議会ができてということだと思うのです。そうしますと、今の議員さんの責任の方は、かえって新しい町の予算よりもここにある新町建設計画案というのがございますけれども、議員を代表してこちらへ来てそれを持ち帰ってまた議会の方でいろいろ議論されるのかと思うのですが、新しい町へは今の議員さんがこういういい計画をつくりましたよ、細かい数字は別としてもこれだけのものをつくったというのが、最大の私は責任ではないかなと。それで、新しい方へ引き継いでいただくと。ですから、新しい方の議員さんが新しい年度の予算を決めると言っても、実質もうこれで骨格が決まりますと大きな数字というのは大体決まってきてしまって、あと細かいところになるのかなというふうに考えるのです。そうすると、新しい議員さんは、最初の1年はかえってかわいそうなくらいではないかなという考えがあるのですが、私は見方を変えると、今の議員さんの最大の責任は、この計画書をよく未来の希望に沿ったいい計画書をつくるというのが最大の責任なのかなというふうにも考えられるのですが。そうしますと、おふたりの委員さんが先ほどお話ししましたけれども、特例を使う必要はないのかなというふうに、私も4号委員の立場といたしますと考えると、こういう次第です。

以上です。

○会長

はい、わかりました。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員

私も一口で言うと、この在任特例は、住民の納得が得られないのではないかと思います。とにかく合併しまして首長さんの選挙が3月中旬ということでございまして、すぐ一月たってまた議員さんの選挙やると。こんなむだなことはないような気がします。

そこで、次の予算をつくってと言いますけれども、首長さんの選挙をやって次に自分の選挙をやってというそれがありますから、予算をつくるなんてそんな余裕は皆さん持ち合わせていないのではないかなと思ひまして、次の新しい議員さんに任せて、先ほど委員さんがおっしゃいましたけれども、新町建設計画というのこれからつくるわけですから、それに沿って新しい議員さんにお任せするというのが、一番住民の納得が得られるのではないかなと私は思います。

以上です。

○会長

はい、わかりました。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員

この協議の第61号につきまして、3番目の定数の16人は妥当な数字だと思ひまして、納得したいと思ひます。それで、また16人でしっかりやっていただきたいというふうに思ひます。

2番目につきましては、それぞれの旧村の例ということで、これもいいのではないかなというふうに考えます。

また、1番の今問題が起きているところでありますけれども、在任特例を使うか使わないか、また両村の議会で相当案を練っていただいてよりよい結果を出したことだと思ひますけれども、4号の私の委員の立場といたしましては、やはり3カ月という特例を使わない方がきれいなスタートができるというふうに思ひます。各委員さん等々の意見と同じでありますけれども、議員の方には大変申しわけないというふうに思ひながらも、実際は新しいスタートはきれいにできればというふうに考えます。

以上です。

○会長

今委員さんの発言の中で、2番の在任特例期間中の議会の議員の報酬につきましては、1番で在任特例を使わないとなると、これも一緒に使わないということです、そのようにご理解いただきました。

と思います。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員

在任特例を使うか使わないかの話ですけれども、一応ここにたたき台を出した責任上説明をさせていただきますと、法的には2年間の在任特例期間がありまして、今現在残っている都幾川村と玉川村の議員さんは、18年2月1日に合併をすれば、通常でいけば1年あるいは1年半の期間を信任されているわけでございまして、特例を1年という話もございました。

そして、何で特例期間が2年かということでございますけれども、もちろん新町に対する現職の議員が、先ほど委員さんの方からありましたように、責任とか義務とかそういうふうなことも考えての事務処理の調整等の意味だというふうに考えております。例えば事務局の方で1年の事務処理期間がどうしても必要で、2月1日がいいというような話もあるように、一定の期間のソフトランディングするための調整の期間だというふうに理解しております。そして、6月、3カ月、6カ月とかいうような案の中で調整をする中で、先ほども申し上げましたが、財政的な面から言って一緒にやる方が選挙費用はかからないということを考慮した中で、最低の特例期間で将来的には可能性を残すという特例期間を使ったというふうに申し上げておきます。

以上です。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

私も住民の代表としましては、やはり委員さんが大変苦勞なさっていることはよくわかりますけれども、在任特例期間を使うということが、まだ私としてはその説明では納得がいけないところがありまして、これをもってほかの人に伝えるときに、多分ほかの住民の方もどうしてということで、この説明では私もちょっと同意できないということです。新しい町をつくるのだから、全部一緒に新しくして、新しい人で、議員さんもまた立候補しまして、新しい気持ちで新しい町をぜひつくっていただきたいと私は思います。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

4号委員全員の意見が出たようなので、私が最後になるわけでございますけれども。大体特例を反対ということでございますけれども、私は各委員さんは一生懸命やってもらってこういう線を出してきたというふうに感じておりますけれども、やはり一番大切なのは村民がどう考えるかなということで、我々はそれに説明する義務もありますし、何でそれを反対しないで賛成したのだよと言われても困るわけで、先ほどの委員さんが話したように16名、何で16名にしたのと。どうして16にしなくてはならないのかと、その説明をしてくださいよと言った場合に、議員さんもできないのですよね、何で16にしたかということが。では、14でもいいのだ、12人でもいいのだということになってくるわけなので、この辺が一番難しいことであって、それを我々は議員さんがせっかくここでまとめてきたものを、今まで原案が全部承認されてきたわけです、全会一致で。ですから、ここであく全会一致でもらうには、今4号委員さんが、見てみると8人いるのですか、8人が全部特例を使わない方がいいだろうということの意見が多いようでございますので、どうか議員さんもその辺を頭へ入れてなるべく今日決めてもらえばいいわけでございますので、考えていただければいいなというふうに思います。特に村民が一番よくその辺を見ておりますので、その辺をよく認識していただいて、いい結論を出していただければというふうに思います。

以上です。

○会長

わかりました。

はい、どうぞ。

○委員

先ほどからいろいろなご意見が出ていると思うのですが、事務局の方からお話がありましたように、県下の各協議会ではほとんどのところが1年を超えるものを使っておる。きのうもそういうところがあったということでございます。しかしながら、よそはよそで別にそんなことはどうでもいいことです。私はそれは全く何とも思いません。しかし、今現在私が最初に議会として申し上げたのは、2月合併したならば、3月の最初の議会をどうでしょうかと、させてほしい。それは、今までの懸案事項を次の議会の新町の施策の中に盛り込むということで、1カ月をお願いしているわけです。これをもし特例だということに認定されるならば、これは私の方は何も申すことはございません。

ただ、現職の議員の皆さんの立場を代表いたしましてあくまで名誉のために申し上げておきますけれども、この特例を利用して議員の報酬に走るとか、あるいはこれを有利に利用しようとか、決してそういうものではございません。2月の合併を3月まで1回だけ新しい町のスタートのために努力をしていきたい。これが私たちの真意でございます。これはぜひご理解をいただきたい。私はそう思っ

ています。

以上です。

○会長

はい、わかりました。

はい、どうぞ。

○委員

今委員さんのはよく理解をできました。私の方も勉強不足でちょっとわからない点があるのですが、特例法が2年あるというのは、立法趣旨がどこにあるのかというのが、自治省から役場なんかには説明が来ているのかわからないのですけれども、立法趣旨が2年あるということを、2カ月か3カ月でその立法趣旨を全うできる期間なのかというのが、私よくわからないのです。単純に次の予算を決めるだけであれば、立法を自治省の役人さんが2年間となぜ決めたのだろうと。その2年間というのは何か意味があるのかなというふうに、今非常に疑問にというかよくわからないので思っていたのです。もし2年間、あるいはよそは1年間だと言うのですけれども、1年とか2年とかある程度長期に前の議員さんが一生懸命しないとスムーズに新町に移行しないから2年ぐらいをとったのか、その辺がわからないのです。それはこういう理由があるから2年だという立法趣旨というのはどうなのですか。その立法趣旨というのが全うされない3カ月ぐらいで、こういうことがあるから2年としたのを3カ月で全うできるのかということが非常に疑問なものですから、そういうことがはっきりしない限りにおいては。

ぶっちゃけた話をしてしまっても大変申しわけないですけれども、今の議員さん、16名に決まるか、何名に決まるかですけれども、現在の議員さんがそっくり入れかわるということはまずないような気がするのです。今の議員さんが、何名かに決まったうちの半分以上だか七、八割か、今の議員さんが多分引き続きやっていただけなのかという感じがしますと、継続性というものはかなり私は保たれるのではないかという感じがいたします。そういうことを考えますと、そっくりかわるのでない限りにおいては、継続性の原則が貫かれれば、それほど支障はないのかなというふうに私は考えました。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

事務局長。

○事務局長

合併特例法における在任特例2年間の趣旨でございますが、こちらの趣旨といたしましては、在任特例を適用いたしませんと、それが合併の障壁となるというような理由から設けられたというふうに伺っております。従前の合併特例法ですと、在任特例期間は1年ということだったわけでございますが、なかなか合併が進まない。その理由としては、選挙が行われて1年もたたないうちに合併することに伴って議員の身分を失う、あるいは2年足らずで議員の身分を失ってしまうということが、やはり合併の障壁になっておった。やはり合併を進めるためには、議会議員の協力、こういったものが必要となつてまいりますので、その障壁を取り除こうということで、たしか平成7年の合併特例法の改正に伴いまして、従前1年だったものが2年に延長されたと、このように記憶しております。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

そういう立法趣旨の裏づけといいますか、趣旨があるのだとすると、1年が2年に延びたということは、かなり重要なことだと考えてのことだと思ふのです。それを今回の2月、3月、4月の3カ月に縮めるということは、立法趣旨にどちらかという反するのではないかというくらいに私には感じられると、思います。

ですから、もしやるのであれば、よそさんが1年ぐらいとかの例が多いようですけれども、その間じっくり現在の方にやっていただくのも私は一つではないかなと。余りにも二、三カ月というのは、それだけの役を果たせるだけの期間なのかなというふうに逆に疑問に思ってしまうのです。

ということで、繰り返しますが、継続性からいけば、かなりの議員さんが引き続きやっていただければ、それほど支障はないのかなと。大きな町の、前回のような3町3村とかあるいは20万、30万、50万都市になるようなところというのは、かなりの期間が必要なのかなというふうにも感じますが、合併して1万四、五千といいますか、程度と言つてはあれなんですけれども、最低規模の合併だと思ふのです。そんなことを感じました。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

今ご意見等いろいろお伺いしました。その中で特に4号委員さんにつきましては、この在任特例に関してちょっと考えた方がいいのではないかと。2号委員さん、特に議員さんに関しましては、それぞれ身分、自分たちのことでもありますし、なかなか発言しにくいということで、両議長さん等の発

言だけであります。そんな中で、この協議第61号につきましては、議員の定数と任期が一括上程になっております。今どちらかという任期の方を主に皆さんにご意見を言っていました。大体、皆さんの意見がわかりましたけれども、3の定数16に関してはどんなご意見か、その辺もちょっと伺いしたいのですけれども。

はい、どうぞ。

○委員

越生町とか滑川町が人口からするとという比較になっておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、ここで合併をする秩父郡の小鹿野町と両神村ですけれども、あそこは人口が1万5,000です。それで、定数を14とすることに決まりました。都幾川村の議会が16だったのを14にしたのですけれども、それによってどんな弊害というか何かあったのだろうかって考えますけれども。この16だった時点では、議会が3委員会ありました。ということは、委員長が3人おりましたから、委員長の報酬というものがまず余計でしたよね。そんな点からもですけれども、私は小鹿野町の定数14にしたというのは最先端を行っていると思います。つまり、越生町とか滑川町というのは、まだ合併をしておりません。それで、もし会社の経営者であったならば、もう即こういうところで、合併を機会に大幅な改善というか、削減というか、そういうところでスリム化を図るのが普通だと思うのです。という点では、私はよくぞ16にしたという議員さんたちのお考えもあるかもしれませんけれども、定数は14で行ってほしいと思います。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

先ほどの委員さんのお話してございますが、玉川村は12名、14名から12名になりました。3委員会には4人ずつです。委員長、副委員長、あと2人ですね。いろいろな問題等がありましても、4人ではいろいろな意見が出ないのですよ。特に文教厚生常任委員会は、大きな課題がいっぱいございます。その点を考えますと、それぞれ3委員会に分かれても5人ずつですよ。それでもやっぱり難しいかなと思います、16人でも足りないくらいです。でも、二つの委員会をつくれば8人ずつですから、それぞれの意見皆さんたちが持ち寄って、いろいろな形の会議が開かれると思います。今は、市町村でそれぞれ県の方からいろいろなことがおりてきています。その問題等を皆さんがそろって大きな課題としてやっていくには、本当に人数は少ないのですよ。ですから、16名がちょうど二つの委員会を持っても8人ずつであれば、素晴らしいこのときがわ町の代表の議員として活躍ができると思います。14では不足でございます。私たちは、政務調査も都幾川村も玉川村もございませんでした。そのため

に自費で一生懸命調査をしながら、皆さん議員の責務として今まで頑張ってきてくださいました。本当に4人では素晴らしいものができ上がりません。また、村民の皆さんにこたえる機会もないときがございませう。8人ずつそれぞれ2委員会でやれば、本当に皆さんの住民の人たちの意見を反映されて、素晴らしい議会ができ上がると思います。

以上でございます。

○会長

定数につきましては、先ほど委員さんの方から16が適当ではないかと、また他の委員さんの方からは14でどうか、また今委員さんの方からは16でいいのではないかと、それぞれご意見が出ました。

この在任特例を使うか使わないかと、定数は、ちょっと分けて考えたいと思います。とりあえず在任特例に関しましてはちょっと置きまして、この定数を先に皆さんにある程度ご了解をいただけるかどうか、その辺の協議をお願いしたいと思います。定数につきましては、今、三方から一応14と16と出ましたけれども、他の委員の皆さんどのようなお考えか、ちょっとお聞きできればと思いますが。

はい、どうぞ。

○委員

議会の定数なのですけれども、両議会で検討した結果、16人が妥当だろうということで協議会として提案をされましたけれども、お聞きしますと、説明の中で聞きますと、議論の中では14から20名というような意見が出されて議論されたようにお聞きしましたけれども、私は個人的に、新しく合併をするわけですし、定数は最少の定数でいいだろうというふうに基本的な私の個人的な考えをしております。ですので、基本的には14名でございますが、先ほど委員さんの方から委員会云々という話で、14名では全く足りませんということでもありますけれども、これはあくまでも常任委員会はずつあるから4人になるわけであって、二つにすればいいのですよ。それで、もっとあれならば、委員会は一つだっていいのですよ。と私は思います。ですので、委員会の活動はもちろん大事ですけれども、委員会で政治活動ができないというのはおかしい私は意見だと思います。政治的な活動は個人でも幾らでもできるわけですし、委員会の中でなければできないというのは、ちょっと私には理解に苦しみますし、もっと全般的なことも考えていただきたいです。

過日の新聞でもどうでしたか、3人の議員定数が減らされたというような新聞も、何市でしたかね、ありましたけれども。市ですと、3人減らすと年間2,000万ぐらいの経費が浮くというような話もニュースでされていましたが、少なければ少ないほどいいという意味ではないのですけれども、私はでもそういう中で最少の人数で優秀な議員に出ていただいて、しっかり議論していただいていい町をつくってもらおうと、こういう基本的な考え方ありますので、私はできるならば14名ということで提案をしたいと思いますが。

先ほど出ているように、恐らく現職の議員さんが当然新町の議員としてまたそれなりの立場として活躍をしてくれると思いますので、そういう意味ではここでしっかりと我々住民としてもこういった賛否をしっかりとさせていただいて、素晴らしい議員に出ていただいて、素晴らしい町をつくっていただきたいと思います。そういう意味で私は14名ということをお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○会長

わかりました。

はい、どうぞ。

○委員

先ほど私16人も十分な根拠を探し出せない部分があると申し上げましたけれども、例えば今14人という数字が出ましたけれども、その辺の根拠というのはあるのでしょうか。

極論言えば、8人ぐらいの1委員会の議会でどうかという意見もあります。その中で今の現状の議員さんの価値観の中で16人でどうだろうという案でございますので、ご了解いただければというふうに私は思います。

○会長

委員さんの方から16でご了解をとということですが。

時間の方がちょうど1時間たちましたので、ここで10分間休憩をとりたいと思います。

(休憩 午後 3時03分)

(再開 午後 3時18分)

○会長

それでは、休憩前に引き続きまして協議会を再開いたします。

今各委員さん等から、この協定項目7につきましてはいろいろなご意見をお伺いしました。特に在任特例を使うか使わないかと、この件に関しましては4号委員さんの方からは使わない方がいいだろうという意見が多数を占めておりました。そんな中で、議員定数につきましては16、14、二通りの意見が出ました。協議会の会長として皆さんにお諮りしたいのですが、この二つの問題は、分けて皆さんにご了解をいただきたいと思います。

在任特例後の新町の議員の定数につきましては、先ほども各議員さんからもお話がありました。私どもも議員さんのご意見等聞きました。そんな中で提案させていただいたわけですが、議員の定数に

つきましては、私も議員の経験等ございますけれども、16が適正な数ではないかなと思うのですが、この辺の定数につきまして皆さんにもう一度お諮りして、ご了解いただければと思います。

議員の任期につきましては、きょう各村から3名ずつの議員の代表の方が出ておりますので、休憩を挟んで6名の議員の皆さんに、在任特例に関しまして、もう一度4号委員さんの意見等も踏まえて協議をしていただくという方法をとりたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

それでは、協定項目の3の議員の定数につきましては、16ということでご了解いただけるでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

水を差すようというか申しわけないのですが、都幾川村の議員さんに聞きたいのですが、定数16から都幾川は14になりましたけれども、何か支障があったでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

支障がないように活動したつもりでございますが、何か村民の皆様のご意見があったでしょうか。以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

定数につきまして、もちろんこの人数が一番適正だという自信もありませんし、確かに皆さんこういって困っているのだと思います。話し合いというのは、余り数が多いと非常にうまくいかない。少な過ぎれば、1人の強い意見に従ってしまう。非常にその辺がバランスが難しいのだと思うのです。やはり七、八人がいいのかなというようなことはよく言われておりますけれども、やはり委員会というのは二つでも十分だと思うし、我々今3委員会がありますけれども、3委員会にしたら人数が足りなくて今弱っているというような状況です。しかし、一番そこにはいかにいろんな地区の住民の意見

を反映できるかというのも大きな一つの問題ですから、それを考えれば、やはり私は16が妥当ではないかな。もちろんこれは全く自信があるという数字ではありませんけれども、二つ地区が一緒になるわけですから、もう山の上の方から向こうの嵐山町に至るまでの範囲が広がるわけですから、いずれにしても縮小というのは後々考えられることですが、まずは16でスタートして、町民のいろんな意見を吸い上げると。ですから、それには16はまず必要ではないかと、こんなふうに思っております。

○会長

いろいろ16、14と意見があると思います。この協議に関しましては、仮に決をとった場合に、3分の2以上の賛成がないとそれぞれの案件は決まりません。そんな中で、先ほど私の方から申し上げました一つずつ片づけていくということで、この議員定数につきましては16人でどうですか、皆さんご了解いただけないでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

はい、どうぞ。

○委員

定数16で仕方がないというか、この協議会が円滑にいくためには仕方がないと思いますけれども、要望といたしまして、委員会は2委員会にさせていただくことを要望いたします。

○会長

はい、わかりました。今委員さんの方からそういう要望がありました。それはまた新町になってからの話だと思いますが、要望として事務局としては承っておきたいと思います。

それでは、ここで皆さんにお諮りしますけれども、先ほどの議会の議員の任期につきましての問題、反対の意見が非常に多かったということもあります。これを踏まえた上で、休憩をとって、6名の議員さんには別室でちょっと協議をいただいてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 3時25分）

(再開 午後 3時38分)

○会長

それでは、再開いたします。

ここで、協議第61号につきまして、事務局より提案がございます。事務局よりお願いします。

○事務局長

協議第61号につきましては、休憩中に都幾川村、玉川村の2号委員の方々にお集まりいただきご協議をいただきましたが、意見の集約を見たようでございます。そのご意見を踏まえ、修正案の提出をご提案いたします。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

2号委員の6名で休憩中に協議をさせていただきました。我々も村民を代表しているつもりでございますが、4号委員の学識のある皆様方のご意見を反映するということは、村民の多くの皆様方の意見を代表するというふうに理解いたしまして、協議をいたしました。

結論から申し上げますと、在任特例は使わないという結論を見ました。これにつきましては我々の認識をしては、委員さんが熱い思いを語っていただきましたけれども、3カ月というのは特例という意味でなく、責任等を果たすという意味合いを考慮した中で最終的な3カ月を選択したわけでございますが、その思いは、4号委員さんの意見にもありましたように、新町の建設計画の中へ十分に反映していくということの中で特例は使わないということでございます。我々も議員を代表しておりますので、議会をこれからまとめる努力をしたいというふうに思います。そういう中での苦汁の選択でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○会長

よろしいですか。

ただいま事務局、また2号委員の委員さんから発言がありました。修正案の提出につきましてご意見をいただきたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第61号の修正案を本会議に提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

それでは、協議第61号の修正案を、事務局、配付をお願いします。

〔事務局資料配付〕

○会長

それぞれの委員の皆さん、お目通しをお願いいたします。

それでは、配付漏れはないですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

ただいま配付いたしました修正案につきまして事務局から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第61号 協定項目7 議会の議員の定数及び任期の取扱いについての修正案についてご説明いたします。

調整方針案を朗読させていただきます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

1、新町の議会の議員の定数については、16人とする。

2、議会の議員の任期については、合併の日の前日までとし、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例は適用しない。

3、新町の議会の議員の報酬額については、合併時に再編する。

協議第61号の修正案については、以上でございます。

○会長

ただいま事務局より修正案の説明がございました。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

修正案によります協議第61号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第61号につきましては、修正原案のとおり決定とさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、続きまして協議第62号 協定項目 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて協議を行いたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第62号 協定項目 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてご説明いたします。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1、新町に一つの農業委員会を置く。
- 2、農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6カ月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3、在任期間の報酬額については、都幾川村の例により、合併時に統合する。
- 4、在任特例適用後の新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、13人とし、選挙区は設けないこととする。

委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律では、合併関係市町村の廃止と同時に委員はすべて失職し、50日以内に選挙を行うこととされておりますが、市町村の合併の特例に関する法律には特例がございまして、特例を適用いたしますと、選挙による委員は合併後1年を超えない範囲の期間に限り引き続き在任できることとなっております。

なお、推薦による委員には合併特例法の適用がございませんので、合併関係市町村の消滅と同時に失職することとなり、新町の体制の中で法に基づく推薦によりまして新たに決定されることとなりま

す。

以上のような点を踏まえ、都幾川村、玉川村の農業委員会間で調整していただいたわけですが、農業委員会では選挙の時期が田植えや収穫等の農繁期に重ならないようにとの選挙人の都合を第1に、また農業委員会の空白期間をつくることによる合併後の混乱を避けるために、在任特例期間を設ける必要があるということから調整されたというふうに伺っております。

協議第62号の調整方針案は、その調整結果を受けて在任特例期間は6カ月ということで提案させていただいたものでございます。

なお、議案第60号で合併の期日を2月1日とすることについてご承認をいただきましたので、6カ月の在任特例を適用いたしますと、任期満了が平成18年7月31日となります。農業委員会の選挙につきましては公職選挙法が準用されておりますので、任期満了前30日以内に選挙を行う。つまり、農作業に比較的影響を与えない7月に一般選挙を行うこととなります。

ちなみに、玉川村を含む統一農業委員会選挙が来年行われますが、選挙の時期は年度は異なりますが、同じ7月となっております。

協議第62号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま協議第62号につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第62号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第62号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、協議第63号は最後に行いますので、次第の（2）の継続協議事項でございますが、協議第59号 新町建設計画案について協議をお願いしたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

協議第59号 新町建設計画案について。新町建設計画案について、別紙のとおり提案する。

新町建設計画案につきましては、別冊の新町建設計画案と書いてあります冊子の方でご説明いたします。

説明につきましては、前回との変更点についてのご説明とさせていただきます。

なお、変更部分につきましては下線を引いておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1ページをお開きください。前回1万人未満の市町村の危機感もあったということで、その旨を合併の必要性に加えていただければとのご要望がございました関係で、検討の結果、1ページのはじめの部分に追加させていただきました。下線の部分でございますが、また、平成15年11月に出された第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、おおむね人口1万未満の小規模な市町村は、都道府県が策定する市町村合併に関する構想の対象とすべきとされています。特に、都道府県知事が行う合併協議会の設置や合併に関する勧告、あっせん等によっても合併が困難な市町村に対しては、組織機構を簡素化した上で、法令上義務づけられた事務については、窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても、検討する必要があるとしています。そこで、の部分までを追加させていただきました。

続きまして、10ページをお願いいたします。前回アンケートの回収率を記載していただきたいとのご要望がございましたので、括弧書きで記入いたしました。

なお、右の11ページのその他の調査の下段で玉川村の住民意識調査の項目がございますが、印刷の時点で間に合いませんで回収率が入っておりませんが、79.8%でございますので、この後の資料では追加の方させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、(2)の2村合併に関するアンケートでは、記載内容が1のアンケート調査に比べて少ないのではないかという意見が出されましたので、アンケートをもとに、下線分でございますが、また、今後充実すべき行政分野（複数回答）については、都幾川村は「少子高齢化対策、障害者などへの福祉面」が最も多く55%、次いで「雇用対策などの産業・経済面」が50.4%、「道路など施設面」が36.8%となっています。玉川村も「少子高齢化対策、障害者などへの福祉面」が最も多く49.0%、次いで「雇用対策などの産業・経済面」が39.6%、「防犯、防災などの安全面」が36.5%となっています。ということで追加させていただきました。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。表の下でございますが、推計の方法等について、注1から注4までを追加させていただいたものでございます。

14ページをお開きください。全体のまちづくりの中にユニバーサルデザインの考え方を全体的に網羅していただければというご要望がございましたので、基本方針の目標となりますまちづくりの目標分に、下線の部分でございますが、また、すべての住民が、住み慣れたまちで安心して安全に暮らす

ために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりなど、新しい視点に立ったまちづくりも求められています。と追加させていただきました。

なお、ユニバーサルデザインの説明もあわせて追加させていただいております。

続きまして、23ページをお願いいたします。教育委員会の方より意見がありましたので、(2) 幼児教育の充実につきまして内容を変更させていただいております。下線部分でございますが、人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を図るため、幼稚園、保育所、小学校の連携及び家庭、地域、行政の連携を強化し、幼児期の発達や教育問題に対する相談体制を整備します。また、家庭教育や地域の教育環境を充実するため、幼児教育に関する学習・情報提供を進めます。と変更いたしました。

(3) の学校教育の充実では、学校給食については重要な部分であるとのことから、下線部分で、なお、安全で質の高い給食を提供するため、施設の充実はもとより、学校給食への地場産農産物の積極的な活用など、「生きた教材」として食育の指導を推進します。と追加させていただいております。

前回提出の計画案について大きな変更点は、以上でございます。

なお、全体としまして、「町民」という表記を「住民」に変更してございます。また、見やすく、読みやすくするために、体裁の修正も加えてございます。

次は、34ページの財政計画でございますけれども、財政計画につきましては事務局長よりご説明いたします。

○事務局長

それでは、財政計画についてご説明いたします。

財政計画策定の考え方がこちらの3ページの一番下、キ、こちらに書いてございますので、こちらごらんいただきたいと存じます。3ページの一番下のところでございます。

新町の財政計画については、地方交付税、国や県の負担金及び補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町においても健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定すると。このような考え方で策定いたしましたのが、35ページの財政計画案でございます。

この財政計画についてでございますが、現行の制度を前提として10年間の期間ということで策定したものでございますが、特例措置が終了した後も健全な財政運営を継続することを基本として策定したものでございます。

まず、その歳入歳出の考え方についてでございますが、まず歳入についてでございますが、町税については、現行の税制度を基本とするともに、生産年齢人口、これ推計値でございますが、減少が見込まれるということでございますので、特に所得割等につきましては抑制基調で見込んでおります。地方交付税につきましては、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替により算定をし、合併特例債の償還に係る交付税措置分あるいはその他の合併支援措置分、こちらは特別交付税ということになりますが、こちらを見込んでおります。

合併算定替、簡単に申し上げますと、合併後10年間は、合併しなかった場合の普通交付税措置を全額保障しますよと。さらに、5カ年度は激変緩和措置を置きますよと。簡単に言いますと、こういったような算定の特例でございます。

また、合併特例債の償還に係る交付税措置分ということでございますが、当然合併特例債は借金でございますので、こちらを償還する必要がございます。その元金と利子の償還金の70%については普通交付税で措置をされると、こういったようなものでございます。

また、その他の合併支援措置の中の特別交付税ということでございますが、都幾川村、玉川村の合併の場合ですと、平成18年度から20年度、この3カ年にかけて合計で6.3億円の特別交付税、これが見込まれるところでございます。

次に、国庫支出金につきましては、過去の実績等から算定をいたしまして、また合併に係る財政支援分、市町村合併補助金でございますが、これを見込んでおります。ただ、新町建設計画事業に係る分につきましては、国の方でも財政構造改革、こういったような影響がございまして、先行きが不透明であると。そうしたことから、国庫支出金は見込まないで一般財源で計算をしておるところでございます。

ちなみに、市町村合併補助金についてでございますが、平成18年度から20年度の3カ年にかけて、合計1.8億円が交付される見込みでございます。

次に、地方債につきましては、新町建設計画事業の実施に伴う合併特例債を活用いたしますほか、通常債などを見込んでおるところでございます。

次に、歳出についてでございます。まず、人件費についてでございますが、合併後退職者の補充を抑制するとともに、一般職員の削減分及び合併による特別職職員等の減を見込んで算定しております。

扶助費につきましては、過去の実績等に基づきますとともに、少子高齢化による影響額を反映いたしまして、逐次増加傾向で見込んでおります。

公債費につきましては、平成16年度までの地方債借り入れに係る償還予定額、これに17年度以降の新町建設計画事業の実施に係る合併特例債、通常債などの償還見込額を加えております。

物件費につきましては、合併後5年間で類似団体の水準並みに抑えたいというような考え方でございます。

普通建設事業費につきましては、新町建設計画事業及びその他の普通建設事業を見込んでおるところでございます。

補助費等につきましては、その多くが比企広域あるいは小川地区衛生組合等のいわゆる一部事務組合負担金等が占めておるわけでございますが、過去の実績等に基づきまして均等に見込んでおるところでございます。

なお、35ページ、未定稿と書いてございますけれども、こちらにつきましては現在県と事前協議に先立った協議を行っておるところでございます。基本的には、大方推計の考え方についてはご了解を

いただいておりますのでございまして、本日議決いただきました議会議員の定数及び任期の関係がございまして、人件費において若干修正が入る程度なのかなと、このように考えているところでございます。

財政計画については、以上でございます。

○事務局

30ページで追加がございますので、ご説明いたします。30ページ、(3)の活力と安心のまちづくりプロジェクトのところですが、「安心して生活できる」を盛り込み、「災害情報伝達網の整備と小中学校耐震補強事業」の関連の2事業を追加してありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ただいま協議第59号の新町建設計画案につきまして説明をいたしました。

前回皆様からいろいろご意見をいただいて、そのご意見を盛り込んで、今日案として提案を申し上げます。さらに、委員の皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお受けしますので、よろしくお願いいたします。

なお、この計画につきましては、皆様のご意見等内容をしてここに盛り込んで、埼玉県への事前協議に提出するということになっておりますので、いろいろまだありましたらどうぞご意見を言っていただいて結構です。

はい、どうぞ。

○委員

16ページの4番、地域のまちづくりの方針で1番に地域のまちづくりというところでございますが、委員さんがおっしゃいましたように、新町建設計画を盛り込んで頑張っていただきたいというお話でございました。私も12月の一般質問の中で行いましたので、ちょうどいい機会だと思ひまして、今回も提案をさせていただきたいと思ひます。

まず、このまちづくりの中で今都幾川村と玉川村は、住宅番地表示がございません。人里離れたところ、また地元の人たちのうちに訪ねる場合、不便を生じます。字が複雑に入り組んでいる場所が多く、訪問するのにとまどうことがあります。物産展、温泉、工業団地、高等学校、中学校、小学校、商店街、それに公共施設等の村の中心に住宅番地表示がないことでございます。私も、いろいろ質問するためにはやはり調査なくしては発言ができませんので東京電力会社にお電話をいたしまして、住宅番地表示についてお話を伺いました。サービス地域は、東松山、小川、熊谷、行田、本庄、秩父でございますが、まず早速は熊谷の支社に伺ってくださいとのことでございましたので伺ひまして、都

幾川村を電柱の数をちょっと聞きそびれましたのですが、玉川村内だけでも2,255本電柱がございます。これはなぜ形でやっていただこうかということでしたが、今一番実施されているところが、八潮市の区画整理のために住宅番地の表示の提案から、東京電力広告株式会社埼玉支社でございますが、地域サービスの担当者がずっと調査をしたそうでございます。検討をずっと続けた中で結果が出たのは、電柱に随時番地表示をするべきであるとの結論のもと、埼玉県電柱に随時番地表示をやることになったとの報告をいただきました。ときがわ町に住んでよかったまちづくり、訪ねてきた人にやさしいまちづくりと考えを、いいチャンスととらえて実現していただきたいと思います。その点いかがでございますでしょうか。

○会長

委員さんのご意見に事務局からどうぞ。

○事務局

住宅番地の表示ということでございますけれども、事務事業の一元化の方も担当課の方で進めてまわっているところでございます。ご要望がありましたことを伝えまして検討をさせていただくということでご了解いただければと思います。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかにごございますか。

はい、どうぞ。

○委員

特例債を使うとして償還期限というのは何年でしたか。

○会長

事務局長。

○事務局長

合併特例債につきましては、特に法律等で償還期限は決まっておりません。したがって、その合併特例債を適用する事業の耐用年数等を考えまして、3年据え置き15年償還、こういったことで

試算をしておるところでございます。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ほかにご意見等ございますか。

前回それぞれの皆さんからご意見をいただいて、大体皆さんのご意見等は盛り込んであると思いますけれども、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員

20ページなのですが、防災・防犯という（3）番のところなのですが、自分も消防の方の任務になっているもので、ちょっと聞きたかったのですが、自主防災組織の育成を図り、消防組織と連携した地区ごとの防災体制の確立を図りますというふうになってありますけれども、自主防災組織をどのような形で養成していくか。

また、消防組織というのは我々消防団の組織なのか、それとも比企広域の消防本部の方の組織なのか。大体消防組織と言えば一緒だと思うのですが、その連携と育成ということなのですが、具体的にはちょっとうたえないと思うのですが、消防団も、実際合併になりますと、175名という大勢になってきます。都幾川団が105名、玉川団が70名というふうな人数が現在で存在しておりますけれども、他町村というかほかの町村と比べると非常に人数が多くなりますので、だんだんと凝縮される可能性は、こういうときでございますので、あろうかと思っておりますけれども、そのところを、今後の話し合いによるのですが、あまり減らさないような形に持って行っていただきたいというのが国の総務省の方針らしいのですが、そのところをわかる範囲で。減らした方がいいのか、このまま体制を持ってもらった方がいいのか。もしここでほかの地区の情勢と比べてどういう判断か、わかる範囲でお願いできればと思いますけれども。

○会長

事務局の方で。

○事務局

まず、自主防災組織等の育成の関係でございますが、新潟中越の地震等いろいろな最近の震災等を見ますと、地域での防災組織等重要であるというようなことがうたわれておりますので、そちらの方

を意識してここのところに盛り込んでおります。

あと消防組織の関係でございますけれども、消防団につきましては比企広域の方で現在やっているところでございまして、具体的には合併後についてまだ協議してございませんので、どのような形になるかというのは、姿、形見えないわけですが、活動の阻害にならないように現状維持あるいはもっとよくなるような形で要望してまいりたいと考えております。

○会長

では、私の方からも答えさせていただきます。この消防団に関しましては、比企地域の消防組合の組織の中に入っているわけですが、消防団は、今松山支部と小川支部に分かれております。委員さんは団長やっているからご存じだと思うのですが、その中で消防団の組織もここのところでは一本化しようということで、支部をなくして一本にするという方向で今動いております。そんな中で、都幾川と玉川で合併をすると、消防団員の数が非常に多くなります。近隣で見ますと、滑川町が今約1万2,000ちょっとの人口の中で消防団員が40名であります。同じ規模ぐらいで非常に人数が多いと。これはある面ではまた一概に滑川町と今度の新しいときがわ町で、ただ人口が多いから少ないからだけでは、これはまた消防団員の数というのは簡単に割り切れる話ではないと思います。特にこの地域というのは山を抱えておりますので、山火事になったときには、消防署の職員だけでは、とてもではないですが対応できません。そういうときに、ある程度の消防団員の人数は必要ではないかと思います。その辺は合併をした中で消防団の団員の皆さんとまた執行の方で話し合いながら決めていくことになると思いますので、その辺のご了解をいただきたいと思います。あくまでも地域の防災の適正人数というのは、ただ経費の面で人数が少なければいいという話ではないと思います。その辺は団長の方でも、新町になったら要望等もどんどん出していただいて、適正人数というのをしっかり把握していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員

すみませんでした。防災・防犯体制というのが住民の望むところが多いというふうはこのアンケートの調査に多少出ているので、そのところが不安の面もありますので、わかる範囲でということでお話を聞きました。

また、アンケートの調査に関しての方針が余りよく載っていないようですけれども、アンケート調査の結果がきちんと出ているので、この調査のパーセンテージの多いところはやっぱりしっかりと考えていっていかなくてはならないかと思っておりますけれども、以上の面でよろしくご配慮をお願いします。

○会長

はい、わかりました。

ほかにございせんか。

はい、どうぞ。

○委員

32ページの新町における主要な事業の中で、骨格となる道路の整備というのがあります。これで一般県道の整備の中で大野東松山線だけ載っておりまして、ほかにはいろいろあると思うのです、飯能寄居線も、玉熊線も、坂戸寄居線もあると思うのですが、これはここだけ載っているというのは、速やかな新町の一体化ということで、そうに言われればこれだけでもいいのかなと思いますが、その辺のところ。

それから、その五つ下の安全なまちづくりの推進、こちらにも大野東松山線だけですが、安全なまちづくりという点におきましては、これはほかの路線も入ってきてもいいのではないかなと思うのですが、その点はどのようにお考えなのか。

○会長

では、事務局をお願いします。

○事務局長

32ページの主要な事業につきましては、埼玉県の役割ということで県事業として掲げておるものでございますけれども、こちらにつきましては既に県との事前協議に先立って関係課と調整をさせていただいた結果がこのような形になっておるところでございます。県の方でもいろいろ基準があるようございまして、各地域におきまして合併の動きがあると。そうしたことからこういった市町村建設計画に盛り込んでいただきたいということで、さまざまな要望が寄せられているようでございます。そうした中で、来年度、平成17年度において予算づけをすることが確実である事業あるいは既に施工中の事業、こういったもののみ了解をします。それ以外については了解しないというような方針を立てておるようでございます。

したがいまして、こちらに書いていないからもう県は事業として行わないのだということではございませんので、ご了解賜りたいと存じます。

○委員

決まった事業ということで了解してよろしいのですか。決まるといいましょうか、もう交渉している事業ということで。

○事務局長

既にもう施工している事業あるいは確実に行われる事業ということでございます。

○委員

了解しました。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

もう一点、また質問させていただきます。国民健康保険証、1人1枚カードについてでございますが、この1枚カードは、平成12年の12月6日に省令改正を行いまして、13年4月、保険証の更新に合わせて1人1枚のカード様式、保険証として交付できるように改正されたものでございます。この記事を新聞等で見ましたときに、やはり一家に今の保険証がありますと、同時に病院に伺うときに大変な思いをして、例えば地域が離れてお産に実家に帰られたときも保険証がないといけないということから、いろいろなお話を承りまして今回も質問させていただいたのですが、既に埼玉県健康福祉部の国民医療課に伺いました。いろいろなお話を承りまして、次に国民健康保険団体連合会にも伺いました。実施されている行政は、志木市と三芳町と医師国保でございます。これからの予定は、秩父市、羽生市、越谷市、蕨市、北本市、上福岡市、さいたま市、あと薬剤師国保と建設国保でございます。埼玉県では、各自治体の会合において説明会を行い、カード化実施に向けて国民健康保険団体連合会では16年8月に確定しているとのことでございました。この共同電算システムで17年10月よりスタートすることで準備している。できるところから始めていきたいとお話をいただきました。合併しますと、メリットとして住民にも喜ばれることと思います。その点を伺います。

よろしくお願いします。

○会長

事務局。

○事務局

国民健康保険被保険者証のカード化ということでございますが、ただいま国保連合会で17年10月に合わせてシステムの導入ということでお話しがございましたが、本町の方の合併、18年2月ということでございますので、できますれば事務事業の一元化と合わせまして合併時に導入の方向で担当課の方に検討していただくように伝えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員

人件費なのですけれども、財政計画の関係なのですけれども。退職者の補充を抑制するのと、特別職員の減を見込んでいるだけの計画のようなのですが、これは無理かなとは思うのですけれども、計画的に今現在あるむだな、むだな事業があるかどうかまた検証する必要があるでしょうけれども、そういう中でこの抑制というのも求められている一つの合併の意義ではないかというふうに思います、もちろん議員の定数の問題もありますけれども。そういう中で、今ですと、これ成り行きの管理のような気がするのですが、その辺の何かお考えはないのでしょうか。

○会長

事務局をお願いします。

○事務局長

35ページの人件費についてのお尋ねでございますが、都幾川村、玉川村、もし合併していなかった場合の人件費、想定される額といたしまして、平成18年度が13億5,000万程度というような試算が出ております。合併をした場合につきましては、12億9,000万ということでございますので、合併の効果は十分あらわれておるのかなと考えているところでございます。

また、一般職員の削減等についてでございますが、こちらにつきましても類似団体がどの程度の職員で行政サービスを提供できるのか、こういったものを見きわめた上で合併後において職員適正化計画をつくった上で適正に定数削減を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○会長

それでは、お諮りします。ただいまご意見いただきました。今回の新町建設計画につきましていろいろご意見等ありますけれども、修正をするというのではなく、このままでということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長

そうなりますと、この案で埼玉県の方に事前協議ということで提出するということになります。そんなふうになりますけれども、訂正はよろしいですね。ご意見としてよりも質問等でしたので、この案でということでお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

協議第59号につきましては、今回お示ししました新町建設計画案で埼玉県へ事前協議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

なお、事前協議として埼玉県へ提出した新町建設計画案につきましては、次回の合併協議会におきまして再度ご報告をいたしますので、皆さんにはまたご確認をいただきたいと思います。

ありがとうございました。

最後に、協議第63号 第5回及び第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第63号 第5回及び第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日についてでございますが、第5回を1月12日水曜日、第6回を1月26日水曜日に予定しております。

内容につきましては、いずれも新町建設計画案に関するものでございます。新町建設計画案につき

ましては、この後県との事前協議に入るわけですが、県でも全庁的に意見照会を行う関係上、回答には1カ月程度の時間を要すると見込まれております。本来であれば、未定稿となっております財政計画等につきましてもどのような形で変更されたのか、委員の皆様にご確認をいただいた上で県との事前協議に入るべきところではございますが、いかんせん時間がございません。したがって、その取扱いにつきましては事務局にご一任をいただき、県との事前協議に入らせていただきたい、このように考えております。

そこで、第5回につきましては、本日未定稿という形で提案いたしました財政計画、こういった部分を修正をいたしまして、どのような形で県との事前協議に入ったのか、その新町建設計画案の報告を中心に。また第6回、こちらにつきましては、県との事前協議の回答を受けて新町建設計画が決定いたしますので、協定項目5 新町建設計画についてご協議いただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○会長

ただいまの協議第63号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第63号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第63号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

以上をもちまして、本日本日の議事はすべて終了いたしました。

また、本日をもちまして、本年の合併協議会は終了となります。本年中にいただきました皆様のご協力に深く感謝を申し上げますとともに、来年の合併協議会につきましても更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます、議長の任を解かせていただきます。

大変ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょ

うか。

〔発言する人なし〕

○司会

ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、当協議会副会長であります大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げます。

○副会長

それでは、閉会に当たりましてごあいさつさせていただきます。

本日は大変長時間にわたりまして、また大変重要な案件について協定項目も決まりまして、うれしく思っております。まさしくこれから具体的なところに入るわけですが、また皆様方の意見を大いに反映して、そして今まさに新しいまちをこれを機会につくって、町民にも喜ばれて、そして比企の中でも新しい私はときがわ町として大いに発展していただきたいな、そんなふうに思っております。

今まさに新聞紙上でも、合併しなかった、できなかったところが、合理化を含めまして大変に苦労しております。私はそういう意味で、この近い2村の合併が、私はある意味では住民にとってもスタートになるのではないかと思います。こんなふうに大いに期待しております。そういう意味で、これからいよいよ具体的なところに入りますが、ぜひ皆様の貴重なご意見を大いに反映していい町ができますようお願いし、なおかつ事務局にも、その短期間の間にいろんな形で調べていただいたこのご苦労に対して重ねて感謝申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回第5回の協議会につきましては、年が明けて1月12日水曜日午後2時から、場所は玉川村を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、ご協力いただきありがとうございました。